

## 第36回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和4年3月30日(金) 午後1時30分～午後2時30分

2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 2番 中牟田安彦 委員 9番 中村博之 委員

②第2 報告第 80号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第 166号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 167号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第 168号 農業経営基盤促進法18条の規程による農用地利用集積計画について

報告第 81号 農地等形状変更届出について

### 6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	主査	田中 莊子
局長補佐	高田 浩平	書記	植松 優太

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	席順	委員名	出欠
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
出席なし	

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今から第36回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)本日の出席委員は12名全員です。次に議事録署名人の指名をします。2番中牟田委員と9番中村委員にお願いいたします。審議に入れます前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔に言ってください。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。市役所の敷地内は決められた場所以外は禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから行ってください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者が関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくとも自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、特にご注意ください。以上については、おのおのが自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。今日は(現体制での)最後の総会です。代わり目ということで交代により新しく農業委員になられる方にもご足労をいただきてありますことをお許しいただきたいと思います。今日ご出席をいただいているのは鹿島の藤家さん、北鹿島の小笠原さん、浜の針尾さん、能古見の馬場さん、そして七浦の下村さんの5名の方です。本来であれば4月と思っておりましたが、農業委員会のあり方が変わっておりますので顔写真の撮影と共に引継ぎをしたいと思っていますので、最後までお付き合いをお願いしたいと思います。</p> <p>この3年間、変わられる方々、又引き続き(委員を)していただく方々、ありがとうございました。新しい制度に農業委員会が変わって、前の中尾会長から引き継いだ事業が結構多かったのですが、その中で全国的に珍しい荒廃園対策として、ミカン園地を他のことに転換が出来ないかということでトゥルーバという会社を誘致しました。放牧事業を始めてもらったのですが、このことが皆さんにご苦労を掛けたと思っています。また他にも新しくソバで新規参入された方への協力もいただきました。しかしながら、最適化推進委員さんといっしょに夏の暑い時期に現地パトロールをしなければいけなかつたことが一番荷になったのではないかと思います。本当に暑いさなかに草が茂々した所を観ながら、やはり良い農地を後に残していく、それからこの農地は整理して非農地にしていくとかという判断を我々がやらざるを得ない状況になってきていまして、ご協力いただいて3年が経過したことに対してお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>今日はようやくですね。桜花は昨日あたりが満開だったようで、花見の会場もあちこち平日ではあったのですが賑わいをみせていたようです。コロナも昨日久しぶりに(市内の発生が)ゼロでした。我々と最適化推進委員さんの懇親会をすることも出来なかったのですが、先月にも申し上げましたが会費を徴収していますので、このままプールしてコロナが収束した後に改めて送別の懇親の事を皆さんのお希望を取って行いたいと思っています。もうしばらくお待ちください。そういうことですので委員を辞めるからといって農業新聞の購読の方も止めることのないようによろしくお願ひします。懇親の事が終るまでは引き続き新聞を取つてもらうようお願いしたいと思っています。新聞は(農業会議からの)購読目標部数を維持できていますし、農業者年金が今年度加入者の目標を達成できました。このことが一番良かったことだと思っています。女性農業委員さんの活躍が大きかったと思っています。</p> <p>ちょっと長くなっていますが、農産物については玉ネギが久しぶりに高値で推移しています。ただデコポンあたりは出荷を間近にして気温が高くなつたために腐れが多く出ているよ</p>

	<p>うです。いずれにしても農業団体と連携しながら仕事をやっていきたいと思っています。</p> <p>今日は栗林君がここに来てもらっていますが、市役所で部長を退職後、シルバー人材センターの事務局長を勤められた後に1年間農業委員会の手伝いをしてもらっていましたが、任用の終了という形で退職をされますのでご苦労様と申し上げたいと思います。一言挨拶をお願いします。</p>
栗林	(退任の挨拶)
会長	<p>それでは総会の方に入つて参りたいと思います。今日は報告事項2件と議案3件となっています。総会後のその他のところで新しい農業委員さんと退任される農業委員さんの引継ぎを口頭ではありますが行いたいと思っていますので、最後までよろしくお願ひして挨拶に替えたいと思います。</p> <p>報告第80号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁と2頁をご覧ください。報告第80号について説明いたします。記載のとおり8件となっています。合計13筆で面積が14,617平米でございます。内訳は田のみ13筆で、14,617平米となっています。</p> <p>解約事由は双方合意による借人変更のためが5件。貸し人の要望のためが1件。借り人の要望のためが2件となっています。なお、借人変更となっている5件のうち4件(1番、3番、7番、8番)が新しい借人の方が決まっておりまして、議案第168号の8番、36番、37番、40番に新しい借人の方が上がっています。5番も新しい借り人の方が決まっていまして、次回の総会で審議してもらうことになります。貸し人の要望となっている2番は所有権移転を考えられているということです。4番は5条申請を考えられているようとして、6番は自作地にする 것입니다。以上で報告第80号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局から説明をさせました。大半が借人の変更となっていまして、新しく手続きをされています。皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>無いようですので、これで報告第80号を終わります。</p> <p>議案に入ります。議案第166号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。事務局より1番の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の3頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。また本日お渡ししている資料1枚紙があると思いますので、そちらもご覧ください。この案件は土地の所有権を移転するものではなく、使用貸借権が設定される申請です。土地の所在は大字○○字○○○○番地○及び○○番地○の2筆でございます。登記地目・現況地目2筆共に田です。登記面積は220平米と220平米です。借受人は○○市の株式会社○○の代表取締役○○○○さん、エクステリア販売業の方です。貸出人は○○区の○○○○さんの相続人である○○○○さん85歳、無職の方です。お二人は実の親子さんです。転用の目的は露天資材置き場となっています。その概要は倉庫1棟67.12平米と資材置場182.01平米、通路ほかが190.87平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路(県道)、西は水路と道路が並列しておりまして、南は隣接農地(田)、北は道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。道路法第24条工事承認申請を土木事務所に出されています。内容は進入路を作るための申請になっています。説明は以上です。</p>
議長	それでは担当委員から現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は県道○○○○停車場線沿いで○○公民館から○○方面へ300メートル程上った所です。申請地は県道と市道の三差路になつていて、この市道は○○を通じて国道○○号沿いにある○○区の消防車庫へ通じています。現地の田には今はネギやブロッコリ

	一や菊や白菜を少しずつ植えられている状況です。県道は北側の方が下がっています。申請地は市道との交差点付近で田面が120センチメートル高くなっています。一番南側で県道と高さが同じになっています。南側の隣接農地である田との境には幅20センチメートルのU字溝と幅30センチメートルのコンクリート擁壁があります。所有者の住まいは申請地の西側で水路と里道が間にありまして、ここから直接出入りが出来るように幅4.9メートルの橋が架かっています。この後は県道との高低差のない所に幅10.5メートルの進入口を設けられます。亡くなった○○さんと借受人の○○さんは兄弟で、○○さんの会社は○○市が本社ですが、支店が○○にあって、その中間であるこの○○の土地を資材置場として使いたいということが行政書士の方から説明があって、現地の確認をしたところです。以上です。よろしくお願ひします。
議長	担当委員からの説明をしていただきました。皆さんから質問・意見はございませんか。
10番委員	議案書には借受人は職業がエクステリア販売となっていますが、詳しく説明をお願いします。
事務局	エクステリアはインテリアに対しての用語です。家の外側の装飾品である門扉や塀、あるいは倉庫などの販売をされていると伺っています。
議長	よろしいでしょうか。 (はいとあります) 他にありませんか。よろしいでしょうか。質問も無いようですので、採決します。この案件に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により取り扱います。 次の議案に移ります。議案第167号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては2頁をご覧ください。土地の所在は大字○○字○○○○番、○○番及び○○番の3筆でございます。登記地目・現況地目共に田となっていますが、現地にはミカンが植えられているようです。登記面積は495平米、2,350平米、1,399平米です。譲受人は○○区の○○○○株式会社です。譲渡人は同じく○○区の○○○○さん80歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と相手側の要望となっています。また、譲受人の○○○○さんは隣に、この地図で言いますと右側にミカン畠を借りておられています。農地法第3条の現地確認調査書につきましては、○○農業委員と○○農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。1番の説明は以上です。
議長	1番の説明をさせましたが、担当委員から補足での説明はございませんか。
担当委員	譲渡人の○○さんは高齢のため経営規模の縮小を考えておられたところに、○○○○から買いたいという申出があったので話がまとったようです。○○○○には周囲の農地に迷惑をかけないように管理をしてもらうように頼んでいます。3筆共に地目は田となっていますが、現地はデコポンが作られています。以上です。
議長	只今の説明について、何か質問・意見はございませんか。
10番委員	現地は荒れかけているのですか。
担当委員	○○さんがちゃんと耕作されています。
議長	他にありませんか。質問・意見も無いようですので採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可することと致します。 2番について事務局の説明をお願い致します。
事務局	2番について説明いたします。位置図につきましては3頁をご覧ください。土地

	の所在は大字〇〇字〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は973平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん80歳、農業の方です。譲渡人は〇〇県〇〇郡の〇〇〇〇さん64歳、調理師の方です。譲受及び譲渡理由は相手方の要望と農業廃止となっています。譲受人の方はこの周囲にミカン畠をお持ちになっており、耕作されています。自宅から200メートル位の所にあり、この周辺に農地を集めています。なお、農地法第3条の現地確認調査書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がついているところでございます。2番の説明は以上です。
議長	担当委員から補足等はございませんか。
担当委員	譲受人の方は1番の申請では3筆、約4反2畝を売られています。この2番では1反弱を買われるのですが、1番の農地は自宅から遠く高齢者には耕作に通うのが大変だからです。2番の農地は自宅から200メートル位の距離にあり、歩いても行ける距離です。議案書に譲受人の経営農地面積が 17,314 平米と記載されていますが、その大半が申請地の周囲に集約されていまして作業効率からも妥当な申請と判断しました。
議長	只今の説明に対して質問・意見はございませんか。
3番委員	ここは耕作されているのですか。
担当委員	ちゃんとミカンが作られています。
3番委員	誰が管理されているのでしょうか。
事務局	自作地となっていますが所有者は遠方に居られますので、近くの方に頼まれておられるかと思います。譲受人の〇〇さんだと思います。
議長	他にはありませんか。
5番委員	譲受人の経営面積 17,314 平米ですが、1番の申請分を除いての面積ですか。
事務局	いいえ、1番の申請分は入っています。1番の分を除いて、2番を加えますと実際の経営面積は 14,043 平米になります。
5番委員	経営面積の 14,043 平米は全てミカンですか。
事務局	田んぼが少しあります。(実際は約2反)
5番委員	片方では減らして、もう片方では増やす申請になっていますが、ちゃんと管理がされるのであればよろしいかと思います。
3番委員	売買価格を1番・2番それぞれ教えてください。
事務局	1番は反当〇〇万円で、2番は反当〇〇万円です。
議長	他には無いでしょうか。
7番委員	2番の譲受人の方が2番の農地を管理されていて、経営面積が多くなり過ぎるので1番の申請で売却されるのであれば問題ないかと思います。
議長	そうですね。基本的には遊休農地にならずに有効的に作ってもらえるのであれば了解を求めたいと思います。他に質問等が無いようでしたら採決したいと思います。2番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。以上で議案第167号を終わります。 次に移ります。議案第168号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。この案件は一括して審議致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第168号について説明いたします。総会議案・説明資料は5頁から10頁までとなります。この案件につきましては1議案で42件でございます。10頁の38番から42番までの5件は農地中間管理機構との貸借となる案件です。その前の9頁の34番から37番の4件はあっせんです。利用権設定されている案件が1番から33番までの33件です。この利用権設定の33件のうち、新規が8件。再設定(更新)が25件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は1軒で、賃貸

	借権の設定は32件です。賃貸借権32件のうち、現金扱いは12件で、物納扱いが20件となっています。契約期間については15年が2件、10年が4件、7年が1件、6年が1件、5年が14件、3年10件、2年が1件となっています。使用貸借権が設定されている6番については更新です。あっせんの4件は31番と32番は今総会後に売り手から所有権移転が公社に移ります。33番と34番は公社から買い手に所有権が移ることになります。38番から42番は農地中間管理機構との貸借で5件全て金銭での賃貸借権が設定されています。契約期間は10年1カ月が2件、9年6カ月が2件、3年1カ月が1件です。議案第168号の説明は以上です。
議長	私の担当地区で41番は賃借料が反当〇千円となっていて決まりよりも安くなっていますが、ここは裏作が出来ないためこの賃料となっています。借り手と現地を確認していますので、ご了解をお願い致します。皆さん方から質問や意見はございませんか。
9番委員	先程の41番の事ですが、利用権を設定する者の〇〇さんは借り手の農事組合法人の構成員の方でしょうか。
議長 (担当委員)	はい。そうです。
議長	よろしいでしょうか。他に質問や意見はございませんか。
	(2番・3番・8番委員、退室)
議長	それでは採決します。議案第168号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により議案第168号は決定することに致します。
	(2番・3番・8番委員、入室)
議長	議案は以上で終わります。続いて報告事項に入ります。報告第81号「農地等形状変更届出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の11頁をご覧ください。1番の説明いたします。位置図につきましては4頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。地目は畑で、面積は2,926平米の内2,200平米です。届出人及び所有者は〇〇区の〇〇〇〇さん、65歳の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、傾斜地である農地に切り土と盛り土を施して平坦にして、ブドウを作るためハウスを設置することです。なお盛土高は1.2メートル～3.15メートル。切土は1.55メートル～2.75メートル程度になります。周囲の状況ですが、東西南北ともに畑となっています。申請地は農振農用地です。地元との協議はしており、条件はなしとなっています。土地の利用者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。この〇〇さんから始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ。)
議長	担当委員の現地調査報告をお願い致します。
担当委員	一週間くらい前に〇〇推進委員と現地に行ってきました。事務局からはハウスに降った雨水がどのように処理されるのかを言われていましたので、その点を重視して確認してきたのですが、ハウスは連棟ですので大雨の場合はかなりの雨水が屋根から出てくることになると思います。ハウスの屋根に降った水は北側の進入路の方に出てきますが、そこ付近には水路は無かったので、このままでは申請地の北側にある畑に垂れ流しになって、災害を引き起こす危険性を感じました。新たな水路を設けて近くの水路まで導かなければいけないと思います。その点が気になっています。
議長	担当委員が言われるように連棟ハウスだから余計に水が集まってしまいます。雨樋の北側からホースを繋いであつたのですが、この先がまだ決まっていない状態でした。申請地の北東側は石垣を積んで盛り土をしてあったのですが、先日の現地調査の際には崩れはしないか

	皆さん心配されていました。
事務局	排水について、土地の利用者の○○さんに連絡を取ったところ、ホースの先はパイプを土中に埋設して北側の進入路の方に出すそうです。
担当委員	埋設したパイプの先から水は何処に行くのでしょうか。北側の進入路付近には水路はありません。
議長	この前、現地確認に行ったときには北東側の盛土に少しひび割れが見られました。梅雨時期の大霖では大丈夫なのか心配されていました。
11番委員	現場を着工してから形状変更申請をするのが可笑しいと思います。排水の検討はブドウを植えてからしますでは、崩れた後では責任を誰が取るのですか。皆さん、どう思われますか。今回形状変更申請は土地の所有者から出ていますが、利用者が出すべきではないですか。
事務局	耕作者の方が土地の所有者から許可を得ずに申請することは問題がありますので、所有者の方と利用者の方が連名で申請されるべきと考えます。
議長	担当の農業委員の方は地元の生産組合長さんと区長さんと話をして整理をしてもらえませんでしょうか。そうしてもらえないと許可することが出来ません。
担当委員	北側の農地を借りてパイプを最短距離で水路まで通すように相談したいと思います。
議長	雨水の処理について相談をしてみてください。その善後策を見出すまで保留とします。以上を持ちまして、本日提出された報告・議案についての審議を終わります。

(午後2時30分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。
	令和4年3月30日
	鹿島市農業委員会 会長 印
	2番委員 印
	9番委員 印
	事務局長 印